② do not come under Articles 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③ are classified as Grade A in the service business in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the House of Councillors (Single qualification for every ministry and agency)

⑺ Time limit for tendering : 17 : 00, 15 September, 2011

⑻ Contact point for the notice : Tadaaki Matsuo, Contract Section, Accounts Division, General Affairs Department, House of Councillors, 1―11―16 NagataCho, Chiyoda-ku, Tokyo 100―0014 Japan. TEL 03―5521―7507

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年7月25日
支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官　楠　　芳伸
◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13
○第316号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　16
⑵　購入等件名及び数量
車両距離保持義務違反取締装置　12式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　納入期限　平成24年１月20日
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。
⑷　警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑸　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8974　東京都千代田区霞が関２―１―２　警察庁長官官房会計課調達係　髙水惠一　電話03―3581―0141　内線2298
⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の交付場所において随時交付する
⑶　入札書の受領期限　平成23年９月14日17時45分
⑷　開札の日時及び場所　平成23年９月15日16時00分　警察庁長官官房会計課入札室
4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に求められる義務　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに２の⑶を証明する書類を提出しなければならない。入札者は、提出した書類に関し警察庁から説明を求められた場合は、それに応ずる義務を有するものとする。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yoshinobu Kusunoki, Finance Division, Commissioner-General's Secretariat, National Police Agency.
⑵　Classification of the products to be procured : 16
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Device that records evidence of the violation of distance between cars 12 sets
⑷　Delivery period : By 20 January 2012
⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tenders are those who :
① Do not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or persons under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
② Do not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③ Have Grade A, B or C "Manufacture of product" or "Sale of product" in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2010, 2011, 2012.
④ Are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract.
⑤ Not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Japanese government is continuing state concerned.
⑺　Time-limit for Tender : 17 : 45, 14 September 2011
⑻　Contact point for the notice : Keiichi Takamizu, Finance Division, Commissioner-General's Secretariat, National Police Agency, 2―1―2 Kasumigaseki Chiyodaku Tokyo 100―8974 Japan. TEL. 03―3581―0141 ext. 2298

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年７月25日
支出負担行為担当官
金融庁総務企画局総務課長　三井　秀範
◎調達機関番号　011　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　借入件名及び予定数量
金融庁行政情報化ＬＡＮシステムのクライアントＰＣリプレース（平成23年10月期）一式
⑶　借入件名の特質等　入札説明書による。
⑷　借入期間　平成23年10月１日から平成27年９月30日まで。ただし、支出負担行為担当官は、法令及び予算の範囲内で当該借入期間を変更することがあり得る。
⑸　借入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。